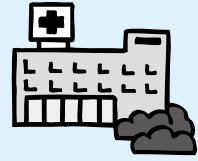


7月1日から 福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの、医療保険診療における自己負担分の一部を県や市で助成する制度です。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または各支所市民福祉係



6月下旬に
新しい受給者証を郵送

現在、お持ちの「福祉医療費受給者証」の有効期限は、6月30日(日)です。

現在受給中で、審査の結果、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証を郵送します。7月からは、新しい受給者証を健康保険証とともに医療機関などに提示してください。

また、所得制限などにより該当しなくなった方には、非該当の通知を郵送します。

こども医療費助成制度が
拡充される見込みです

兵庫県の福祉医療費助成制度が改正され、7月1日から、こども医療費助成制度が次のとおり拡充される見込みです。

- ・外来に係る助成対象を、中学3年生まで拡大
- ・入院に係る助成方法を、現物給付(医療機関などの窓口での直接助成)に変更

※新たに助成対象となる中学生の保護者には、交付申請書を郵送しています。

新たに受給資格を
有する方へ

次の方は、新たに受給資格

者となりますので、国保窓口で申請してください。



- ① 昨年まで所得制限により非該当となっていたが、7月1日から該当する方
- ② 他市町から転入して、まだ申請手続きが済んでいない方が未申請の方

※申請手続きには、印鑑、健康保険証などが必要です。

所得課税証明書の
提出が必要な方へ

次に該当する方は、所得課税証明書の提出が必要です。

- ① 対象者の扶養義務者が市外に在住している場合：扶養義務者の平成25年度所得課税証明書(平成24年中の所得)が必要
- ② 平成25年1月2日以降に市内に転入した方：本人、配偶者、扶養義務者の平成25年度所得課税証明書(平成24年中の所得)が必要

※福祉医療制度の受給資格審査には、平成24年中の所得額が必要です。申告していない方は、早急に税務課で申告してください。

《各種福祉医療制度の対象者・所得制限》

| 福祉医療名 | 対象者 | 所得制限(平成24年中の所得) |
|-----------|--|--|
| 老人医療 | 65~69歳の方 | 世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人が年金収入を加えた所得80万円以下の方 |
| 乳幼児等医療 | 小学3年生以下 | 本人や扶養義務者などの市民税所得割税額の合計額が23万5千円未満(乳幼児等医療の0歳児は所得制限なし)(※注) |
| こども医療 | 小学4~6年生、中学生 | |
| 重度障害者医療 | ・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方 | |
| 高齢重度障害者医療 | 重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者 | 扶養義務者の所得が下記の金額未満であること。 ・192万円+扶養親族1人ごとに38万円を加算した額 ※養育費を受けているときは、養育費の8割を所得に加算 |
| 母子家庭等医療 | ・ひとり親家庭の父・母などと18歳以下の子 ・遺児(両親のいない18歳以下の子) ※20歳以下で次の①~④に該当する方も対象です。 ①高等学校・中等教育学校・特別支援学校に在学中の方 ②高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの方 ③専修学校の高等課程に在学中の方(高等学校卒業者を除く) ④外国人学校に在学中の方 | |

※注…住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除適用前の額から、16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養親族1人につき7,200円を差し引いて計算する。

表1 福祉医療(こども・老人医療を除く)の一部負担金

| 医療名 | 一般 | | 低所得者 | |
|---------------------------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 乳幼児等 | 外来 800円 | 入院 無料 | 外来 600円 |
| 重度障害者 高齢重度障害者 母子家庭等 | 外来 600円 | 入院 2,400円 | 外来 400円 | 入院 1,600円 |

・低所得者…所得制限基準の判定対象となる方全員が市民税非課税者で、かつ、それぞれの方が年金収入80万円以下、または年金収入を加えた所得が80万円以下の方

・中学生以下の入院…無料(乳幼児等医療以外は、医療機関で入院代を支払った後、申請により負担した金額の全額を払い戻し)

▼こども医療 外来は2割負担、入院は無料です。

▼老人医療 所得に応じて2割負担、入院は無料です。

▽入院 1割負担で、1カ月における負担限度額は表1のとおりです。

▽外来 一保険医療機関などごとに、1日に負担する限度額で、月2回までの負担で済みます。

福祉医療一部負担金(こども・老人医療を除く)

保険医療機関などの窓口では、表1に掲げる一部負担金を限度にお支払いいただきます。

受給者証を使用する際の注意

- ①小・中学校、幼稚園または保育園などにおける負傷・疾病に対する診療には、日本スポーツ振興センターから災害共済給付が行われる場合がありますので、原則として受給者証を使用できません。
- ②他の公費負担医療の給付を受けられる場合は、福祉医療制度の対象になりません。
- ③転居、転出、世帯構成の異動、所得の修正申告などがあつた場合は、受給資格が変動する可能性があるため、届け出が必要です。
- ④県外の保険医療機関などでは、受給者証が使用できません。健康保険証のみで受診後、国保窓口で申請(領収書などを添付)することで、医療費が助成されます。
- ⑤保険給付の対象外のものには助成しません(差額ベッド代、食事代、文書料など)

表2 老人医療の負担限度額

| 低所得Ⅱ | | 低所得Ⅰ | |
|------|---------|------|---------|
| 2割負担 | | 1割負担 | |
| 外来 | 8,000円 | 外来 | 8,000円 |
| 入院 | 24,600円 | 入院 | 15,000円 |

・低所得Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の場合

・低所得Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税で、その世帯員全員の所得がない場合

8月採用 豊岡市非常勤嘱託職員募集

| 職種 | 募集人数 | 応募資格 | 職務内容等 | 勤務条件 |
|----------|------|--|--------------------------|---|
| 要介護認定調査員 | 1人 | 普通自動車運転免許所持者で、要介護認定調査に意欲のある方(保健師、看護師、ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士は優遇) | 市内での要介護認定調査(訪問)、調書作成業務など | 報酬：月額153,800円 ※有資格者は所持資格により月額159,700円～171,900円 勤務：週5日(35時間)勤務 休日：土・日曜日の週2日 |

《その他要件》 昭和28年4月2日以降に生まれた方
 ※応募資格中、普通自動車運転免許所持者は、実運転経験年数が1年以上で、申込以前1年以上無事故無違反、かつ、過去5年間に軽微な事故、違反(減点2点以下)が2回までの方
 ※執務時にパソコン(エクセル・ワード)操作を必要とします。

《選考方法》 面接試験、作文試験
 ※日時、場所は申込時に連絡します。

《雇用期間》 8月1日～平成26年3月31日

《申込方法》 申込書(職員課に備付けのもの)、自動車運転免許証写し、優遇資格免許証等写し(所持者)、印鑑を職員課に提出してください。

《申込期間》 6月10日(月)～25日(火)
 ※土・日曜日、執務時間外は受け付けできません。

《申込み・問合せ》 職員課 ☎23-1326